

# 令和8年度北信越高等学校体育大会（富山県）

## 第59回北信越高等学校選手権水泳競技大会

### 兼 第94回日本高等学校選手権水泳競技大会予選会

#### <宿泊&昼食弁当・シャトルバスのご案内>

北信越高等学校体育大会水泳競技会が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。  
ご参加の皆様方の便宜をお図りするために、宿泊・昼食弁当・シャトルバスの手配を近畿日本ツーリスト(株) 富山営業所にてお取扱いさせていただきます。下記の申込要項をご覧ください、お申込みいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

#### <1> 宿泊のご案内

宿泊については、近畿日本ツーリスト(株)富山営業所が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。  
お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「旅行条件書」の「申込条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

- ① 宿泊設定日 : 【競泳】令和8年 7/17(金)・7/18(土)・7/19(日) 宿泊  
: 【水球】令和8年 7/18(土)・7/19(日) 宿泊  
: 【飛込】令和8年 7/17(金)・7/18(土)・7/19(日) 宿泊
- ② 宿泊対象者 : 選手・役員・引率・審判・バス運転手・付添
- ③ 宿泊施設 : 別表<利用予定宿泊一覧表>参照のうえ、ご選択下さい。
- ④ 旅行代金 : おひとり様1泊あたりの旅行代金です。  
※お部屋は、洋室(シングル・ツイン・トリプル)和室のご用意となり、ツイントリプルの場合はエキストラベッド等を含めた対応となる場合があります。  
※定員利用での旅行代金となります。

ランク	旅行代金(おひとり様1泊あたり、税金、サービス料込み)			
	1泊2食付き	1泊夕食付き	1泊朝食付き	1泊食事なし
S	12,500円	11,000円	11,000円	9,500円
A	-	-	10,000円	8,500円
B	10,500円	9,000円	9,000円	7,500円

#### 日程表

スケジュール	日程	
	1日目	宿泊ホテル泊 ※各自チェックインしてください
	2日目	宿泊ホテル発 ※各自チェックアウトしてください

上記は1泊あたりの日程表になります。ご希望に応じて3泊までお受けいたします。

- ◆食事回数◆ 1泊2食付 … 夕食1回・朝食1回 1泊夕食付 … 夕食1回  
1泊朝食付き … 朝食1回 1泊食事なし … 食事なし

※1泊につき上記回数の食事が付きます。

※食事は不要の場合は申込書に×にて表示ください。但し食事不要の受付は宿泊申込締め切り時までとさせていただきます。無料朝食提供ホテルは朝食不要の対応はできません。

#### 【重要】

- ※学校単位でお部屋を用意いたしますので、他校との相部屋はございません。
- ※宿泊施設の希望はお伺いしますが、宿泊施設及び部屋タイプ、食事条件を指定することはできません。
- ※配宿は実行委員会と協議の上、収容人員、申込人数、宿泊日数、などを考慮して行います。  
お部屋数には限りがあるため、やむを得ず、希望ではない宿舍施設への配宿を行う場合がございます。
- ※夕・朝食がお弁当形式となる場合がございます。(お茶はお付けしていません)

- ※駐車場については、直接宿泊施設と連絡を取りご確認ください。駐車料金は別途有料となる場合がございます。
  - 駐車料金は直接現地でお支払い頂きますようよろしくお願い致します。
  - なお車種、台数に制限がある場合がございます。予めご了承ください。
- ※禁煙ルームを基本としておりますが、喫煙ルームとなる場合もございますので、予めご了承ください。

**【備考】**

- ※ 2泊以上をご希望の場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。
- ※最少催行人員 1名      ※添乗員の同行はいたしません。
- ※旅行代金に含まれるもの
  - ①宿泊代金 ②食事代金（夕・朝食付） 消費税等諸税・サービス料
- ※旅行代金に含まれないもの
  - 上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。
  - 個人的性格の費用：①飲料代・クリーニング代・電話代など、②傷害、疾病に関する医療費、③任意の旅行傷害保険代

< 2 > 昼食弁当のご案内（旅行契約に該当いたしません）

- ① 設定      令和 8 年 7 月 18 日（土）、19 日（日）、20 日（月）
  - ② 料金      1,000 円（消費税込） <弁当+パック茶 1 個付>
  - ③ 受け渡し 各日会場・弁当引換所にて 11 時～13 時 00 分に受渡しを行います。
  - ④ 空箱回収 各日会場・弁当引換所に 15 時までにお持ちください。
  - ⑤ 水球・飛込会場では弊社係員が常駐しない為お渡し方法、ゴミ回収は直接相談させていただきます。
- ※お弁当が傷みやすい時期にもなりますので、受渡後はすぐお召し上がりください。

< 3 > シャトルバスのご案内（手配旅行契約）（時間は予定）シャトルバスをのみ申込はできません。

- ① 対象競技 競泳（水球・飛び込みには設定はございません）
- ② 設定

日時	運行区間
7月17日(金) 17:30 発	富山県総合体育センター == JR 富山駅
7月18日(土) 6:50 頃発	JR 富山駅 == 富山県総合体育センター
7月18日(土) 17:30 発	富山県総合体育センター == JR 富山駅
7月19日(日) 6:50 頃発	JR 富山駅 == 富山県総合体育センター
7月19日(日) 17:30 発	富山県総合体育センター == JR 富山駅
7月20日(月) 6:50 頃発	JR 富山駅 == 富山県総合体育センター

- ③ 料金 1,300 円（消費税込み、片道）
- ④ 申込 シャトルバス申込書に記載ください
- ⑤ 配宿 シャトルバス申込の方にはシャトルバスが利用できるホテルを配宿いたします。  
（朝食 6 時開始かつ富山駅周辺ホテル）
- ⑥ 利用予定バス会社 富山地鉄グループ観光バス

< 4 > お申込方法のご案内

- ① 令和 8 年 7 月 1 日（水）17:00 まで （競泳のみシャトルバス申込書も提出下さい）
- ② 申込方法・申込先  
各競技、原則 E メールにてお申し込みをお願いいたします。（不可能な場合は FAX も対応いたします）  
**E メール : toyama-swimming@or.kntct.com**  
**FAX : 076-433-2497**

③ 宿泊決定の連絡

令和8年7月9日（木） Eメール又はFAXにて回答

<5> お支払いについてのご案内

- ① 7月9日（木）までに「請求書」、「決定通知書」、をメールにてお送りいたします。  
**7月13日（月）15:00迄**に請求書に記載の口座へお振込みをお願い致します。
- ② お振込みの際は必ず、学校名又は代表者名にてお振込み下さい。
- ③ お振込み手数料はお客様のご負担にてお支払いいただきますようお願い申し上げます。

<6> 領収証についてのご案内

- ① 領収証が必要なお客様は、別紙の「連絡書」に必要事項をご記入の上メール又はFAXにてお送りください。  
大会会場でも受付いたします。
- ② 大会終了後に郵送致します

<7> 変更・取消について

- ① 変更・取消はお申込用紙に変更内容をご記入のうえ、メール又はFAXにてご連絡ください。  
トラブルの原因になりますのでお電話での受付は致しません。営業時間外の申出は翌営業日の取り扱いとなります。
- ② お申込み後、下記取消料が発生する場合、取消料を差し引いた金額を大会終了後に、銀行振込にて返金させていただきます。

【宿泊の取消料について】

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	旅行開始日の前日	旅行開始日の当日 (旅行開始前)	旅行開始後または 無連絡不参加
	3日目から2日目まで			
取消料率	30%	40%	50%	100%

※宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

※お客様が、宿泊当日の15時までに連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせて頂きます。

(この場合、旅行代金の返金はありません。)

【昼食弁当の取消料について】

取消日	利用日の2日前の12:00まで	利用日の2日前の12:00以降
取消料	無料	100%

【シャトルバスの取消料】

取消日	7/12までの取消	7/13～利用日前日までの 取消	利用日当日の取消 無連絡不参加
取消料率	無料	50%	100%

【お申込み・お問い合わせ 旅行企画・実施】

## 近畿日本ツーリスト株式会社 富山営業所



〒930-0029 富山県富山市本町 3-25 富山本町ビル 5 階

TEL : 080-7149-3422 FAX : 076-433-2497

観光庁長官登録旅行業第 2053号  一般社団法人日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者： 桃木 敬一

担当： 川原 和成

営業時間：10:00～17:00 (月～金/土日祝日休業)

※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行条件算出基準日：2026年 5月14日

登録番号：6044-2605-0025

# ご旅行条件書（国内旅行）

## ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の方法でお支払いください。
  - \*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

## ■ウェイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

## ■申込条件

- 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受領した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件  
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。  
②通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。  
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとなります。  
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
  - お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められたとき。
  - お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①入部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

## ■確定書面

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお知らせします。
- 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
  - ②旅行代金が増額された場合。
  - ③当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。
  - ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
- ### ■当社による旅行契約の解除
- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）
- ①お客様が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。
  - ②旅行代金を期日までに支払いただけないとき
  - ③申込条件の不適合
  - ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
  - ⑤お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1人あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## ■個人情報取扱いについて

※EUI在住の方はお問い合わせください。  
イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。  
また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等が免税店等の事業者に提供いたします。  
お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ. 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客さまに傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。  
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。